

誓 約 書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様
関ヶ原町農業委員会 様

住 所 _____

氏 名 _____ □

土地の表示

関ヶ原町大字

字

番

田	m ²
畑	m ²
計	m ²

上記の土地を転用することについて、下記事項を確実に守ることを約束します。

1. 農地法第4条・第5条の許可を受けた後は、申請どおりの目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路等（法定外公共物を含む）を占用するときは、町長に、国道、県道及び河川については国道事務所及び県土木事務所に所定の手続きをし、その承認を受けて施行すること。
4. 用排水路、道路の変更移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに町長に届出し、所定の手続きをしたうえ施行すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害をおよぼす恐れのあるときは、それに対する予防施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を施工するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。
(県、町等に届出協議を必要とする施設については、それを了すること)
7. 付近の土地道路及び水路について埋立ての際及び転用後において土砂の流出、湧水、堆積崩壊またはこの転用により施設等から生じるガス、ばい煙、粉じん、汚濁等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときはそれに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準（幅4 m以上）までに道路を拡幅されても支障のないように転用して、道路拡幅の際にはその事業に協力すること。
9. 申請地内に隣接農地と接続する畦畔及び法面が存在する場合は、除草等の管理を実施すること。
10. その他特約事項
 - (1) 農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うことになったときには、事業計画変更申請書(誓約書等関係書類添付)を農業委員会経由許可権者に提出すること。
 - (2) 転用事業完了後において許可にかかる土地をやむを得ず他に譲渡するときには、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの誓約事項を確実に引継ぐこと。